

1. 軽米町福祉タクシー助成券

＜助成対象となる方＞

①身障手帳1級・2級・療育手帳Aの交付を受けている方

※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外

②80歳以上のひとり暮らしの方

※同居世帯員が病院や介護施設等へ6ヶ月以上入院（入所）中のため一人で暮らしている80歳以上の方も対象となる。

※本人が独立して生計を営んでいても、子など親族と同一家屋または同一敷地内もしくは隣接敷地に住んでいる場合は対象外

※申請の際は、地区の民生委員からの証明が必要である。

＜助成内容＞

町内のタクシー会社を利用の際に助成券1枚で610円まで割引になる。

＜交付枚数＞ 1年間あたり24枚

＜利用期間＞ 4月から翌年3月まで

＜申請に必要なもの＞

①に該当する方…申請書、印鑑、障害等級などを確認できる手帳

②に該当する方…申請書、印鑑、民生委員の証明

※申請書は健康福祉課と各出張所にあります。民生委員の証明を受けてから提出のこと。

【申し込み・問い合わせ先】

軽米町地域包括支援センターブランチ（軽米町社会福祉協議会）（☎46-2881）

軽米町健康福祉課・福祉グループ（☎46-4736）